

久留米大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2020（令和2）年度大学評価の結果、久留米大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2021（令和3）年4月1日から2028（令和10）年3月31日までとする。

II 総評

久留米大学は、「真理と正義を探究し、人間愛と人間尊重を希求して、高い理想をもった人間性豊かな実践的人材の育成を目指すとともに、地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え、人類の平和に貢献することを使命とする」ことを理念に掲げ、「教育基本法及び学校教育法に基づき総合的専門的教育及び研究を行うことを目的とし、学識深く、教養の高い人材を育成し、併せて学術の進展並びに社会文化の向上に寄与することを使命とする」ことを目的として定めている。また、建学の精神及び大学の目的を達成するため、中・長期計画として「基本構想」に続き「将来構想」を策定し、教育・研究活動の充実に向けて取り組んでいると認められる。

内部質保証については、全学的な方針を策定し、「学部長会議」「将来構想策定会議」を内部質保証推進組織と位置付け、点検・評価の主体として「全学自己点検・評価委員会」（「全学委員会」）、「大学専門自己点検・評価委員会」（「専門委員会」）、「個別自己点検・評価委員会」（「個別委員会」）、「個別委員会」を設けている。「個別委員会」は、各学部・研究科などの活動に関して大学独自に開発した「点検・評価シート」と「改善活動シート」及び「サマリー」を毎年作成し、これを用いて自己点検・評価を実施し、教学マネジメントを働かせることで、内部質保証システムを有効に機能させている。

教育については、いずれの学部・研究科も学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて適切に教育課程を編成している。学部においては、カリキュラムの全体構造や科目間の関連性、学位授与方針との関連性を示したカリキュラムツリー・カリキュラムマップや、科目ごとに授業内容やレベルに応じてナンバーを付す科目ナンバリングによって、学生が体系的・順次的に履修できるよう工夫している。研究科においても、適切な科目区分や配当年次によって、学生が体系的・順次的に履修できるよう工夫するとともに、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮もしている。また、アクティブラーニング

型授業を行うなど、学生の主体的参加を促進する授業方法を取り入れている。さらに、「学習成果の評価に関する方針」を策定し、全学的な学習成果の測定に向けての準備が進められている。

学生支援室が中心となって、支援が必要な学生のうち、発達障がい・社交不安をもつ学生に対する支援の在り方（合理的配慮）について、教員の立場を念頭においてまとめた支援場面集を作成し大学ホームページにて公表している。教員のみならず、学生、保証人等にも周知され、関係する当事者の不安軽減につながっている。また、合理的配慮の支援を受けた学生の多くが、所定の期間で卒業し、就職先の企業から高い評価を受けている卒業生もいることなどから、支援が有効に機能しているといえ、優れた取組みといえる。

また、将来構想に掲げる「地域社会との連携推進」「産学官との連携」に基づき、社会連携・社会貢献の各方針を定め、地域連携センターが大学の教育、研究、医療の機能を生かして自治体・大学・企業と協定を結び、連携して多彩な地域活動を展開している。特に、比較文化研究所・文化財保存科学研究部会や学生主体の企画・プロジェクトを通じた、地域の伝統産業の振興・発展に資する取組みは、特長的である。

一方で、改善すべき課題もいくつか見受けられる。まず、大学の改善・向上のためには、目的を達成するための方法や考え方を示した方針を定めることが必要であるが、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針において、その設定に不備がみられる研究科がある。また、一部の学部では、単位の実質化を図る措置が十分とはいえず、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。さらに、いくつかの学科では、定員を超えて学生を多く受け入れているため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

今後は、内部質保証の取組みを通じてこれらの問題点を解決するとともに、特徴ある取組みを更に発展させることで、さらなる飛躍を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神である「国手の矜持（ほこり）は常に仁なり」を踏まえ、教育・研究の指針である基本理念を「真理と正義を探求し、人間愛と人間尊重を希求して、高い理想をもった人間性豊かな実践的人材の育成を目指すとともに、地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え、人類の平和に貢献することを使命とする」と定めている。

建学の精神、基本理念を踏まえ、大学の目的を「教育基本法及び学校教育法に基

づき総合的専門的教育及び研究を行うことを目的とし、学識深く、教養の高い人材を育成し、併せて学術の進展並びに社会文化の向上に寄与することを使命とする」と定め、これをもとに各学部の教育研究上の目的を定めている。例えば、医学部では設置する学科ごとに教育の目的を定め、医学科では「医学科は、時代や社会、そして地域の多様なニーズに対応できる実践的でヒューマニズムに富む医師を育成するとともに、高水準の医療や最先端の研究を推進する人材を育成することを教育目的とする」、看護学科では「看護学科は、豊かな人間性と倫理観を培い、看護の実践・教育・研究を推進し、人類普遍の生きる力に光を与え、広く社会的使命を果たせる人材を育成することを教育目的とする」と掲げている。

大学院の目的については、「学校教育法に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めており、これを踏まえ各研究科の目的を定めている。例えば、ビジネス研究科では「ビジネスに関する高次専門分野の研究・実践教育を通して、専門職業人及び研究者を育成し、地域社会の発展に資すること」と定めており、他の研究科についても研究科の特性を踏まえた目的を設定している。ただし、比較文化研究科では、前期博士課程と後期博士課程の目的がほぼ同一であるため、課程ごとの目的の設定が望まれる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的を学則に、大学院の理念・目的を大学院学則に明記している。また、学部の教育理念・目的は、学部・学科は各学部規則に、研究科の教育理念・目的は、研究科又は専攻ごとに各研究科規則に明示されている。建学の精神、基本理念及び目的はホームページで広く社会に公表している。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2016（平成28）年に「将来構想策定会議」を理事長のもとに設置し、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの5ヵ年を対象とした「中・長期検討課題」の設定や「具体策・数値目標」の検討を各部門の責任者のもとで行った。例えば、「大学運営体制の改革」という「中・長期検討課題」に対し、「教職員の人事制度の見直し」「教職員の業務改善・改革推進」等の「具体策・数値目標」を示し、これに沿って年次計画の策定を行い、年度ごとの事業計画などと連動して目標の達成に向けて取り組んでいる。ただし、「具体策・数値目標」にある実際の数値目標は附属病院の「中・長期検討課題」の一部のみに示されているにとどまっており、今後の検討が望まれる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証推進のための全学的な方針については、「久留米大学自己点検・評価規程」において、「本学の理念・目的に現状を照らし、教育・研究・診療水準の向上及び社会への貢献をはかり、もって、本学の社会的使命の達成に寄与するとともに、これらの活動を支えるよりよい環境や諸条件を整備し、将来に亘り、本学の不断の改革・改善を図ること」「PDCAサイクル等を適切に機能させ、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを本学自らの責任で説明し証明していく内部質保証の取組みに努める」と示されている。また、同規程において、内部質保証組織、実施、外部検証、結果の公表及び活用など、一連の手続についても示されている。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証に責任を負う組織である「学部長会議」を中心に「将来構想策定会議」及び「全学自己点検・評価委員会」（以下、「全学委員会」という。）を設置し、内部質保証を推進する体制を構築している。

全学レベルでの自己点検・評価の役割を担う「全学委員会」のもとに、学部・研究科を横断的に検証する「大学専門自己点検・評価委員会」（以下、「専門委員会」という。）を置き、更にそのもとに学部・研究科レベルでの検証を担う「個別自己点検・評価委員会」（以下「個別委員会」という。）を置き、3段階で自己点検・評価を行う体制となっている。

全学的な自己点検・評価結果は、教育・研究水準の向上及び組織の活性化に資する提言を学長に行うことを目的とし、外部有識者で構成する「外部評価委員会」において審議し、学長を委員長とする「全学委員会」で課題の改善策について検討を行い、必要に応じて学長や理事長に提起する体制になっている。「全学委員会」の審議結果について、学長は「学部長会議」に諮問を行って「学部長会議」において改善計画を策定し、教学の意思決定機関である「大学評議会」で審議・決議を行い、理事会で報告ののち、改善策の実行につなげる体制となっている。また、理事長に提起された課題や改善方策については、理事長から「将来構想策定会議」に諮問され、中・長期の計画に反映する仕組みとなっている。

以上から、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制が整備されていると判断できる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の策定に関する基本的な考え方を明文化したものはないが、2016（平成 28）年に開催された「専門委員会」において、3つのポリシーについての整合性を各部署にて検証することとなった。そして、「学部長会議」での議論を経て、「全学委員会」において新たな3つの方針を策定しており、全学で各方針の整合性を図る取組みは行われている。

これら3つの方針に基づき展開される教育研究活動に対する自己点検・評価活動については、最も基礎となる学部・研究科・センター等の部局レベルにおいて、PDCAサイクルを可視化するために本協会が設定する大学基準の各項目に基づく「点検・評価シート」と「改善活動シート」を用いて点検・評価を行い、2つの報告シートをもとに「サマリー」を作成している。「改善活動シート」について、まず、検討課題の欄に認証評価や外部評価で改善を求められた項目を記載し、次に改善活動状況と活動計画欄に前年度の点検・評価で明らかになった課題と、それに対する「発展方策（P）」として当該年度の目標と計画を記載する。そして当該年度の計画の「実施状況（D）」と新規の課題・目標を記載し、点検・改善として目標達成状況を根拠資料とともに記載するという様式になっている。各部局の報告シート及びサマリーをもとに、「専門委員会」が学部・研究科などの各部局を横断的に検証したうえで「点検・評価報告書」を作成し、「全学委員会」及び「外部評価委員会」へ提出している。

「外部評価委員会」が「点検・評価報告書」の内容をもとに検討した提言は学長に報告され、「全学委員会」において検討し、改善の提案を学長又は理事長に行っている。また、課題の提案を受ける学長は、「学部長会議」に改善策の策定を諮り、改善活動につなげている。なお、「学部長会議」という名称ではあるものの、学部・研究科の両方を対象とし、適切に改善策の策定が行われている。なお、改善策のうち法人運営に関する事項については理事会へ、中・長期計画に関する事項は「将来構想策定会議」に報告され、最終決定を行っている。

点検・評価における客観性を高めるための取組みとして、上述の2つの「報告シート」及びサマリー、外部評価に加え、大学にIR室を設置し、毎年度「ファクトブック」等のデータを整理・蓄積しているものの、この「ファクトブック」を点検・評価に十分に活用できていないことから、今後の検討が望まれる。

認証評価機関等からの指摘に対しては、2013（平成 25）年度に本協会の大学評価（認証評価）の結果で指摘された事項について、「全学委員会」及び「専門委員会」で改善を図り、改善報告書を本協会に提出している。この改善報告書検討結果では、課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認されている。

以上より、「全学委員会」による自己点検・評価に基づく「学部長会議」「将来構

想策定会議」による改善策の策定、「改善活動シート」を通じた改善状況の適切な把握によるマネジメントを行っており、内部質保証システムが有効に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動については、ホームページ「久留米大学研究者紹介」において、教育研究活動の情報を公開している。また、ホームページ上の「情報公表」において広範囲な情報を公表している。この「情報公表」では学部・大学院ごとの情報として、教育理念・概要・教員紹介・教員数・専任教員数・カリキュラム・授業方法・内容・年間授業計画・3つの方針、卒業の認定基準及び科目別の必要修得単位数等、教員組織編制の方針、また、学生に関する情報として、学生数及び収容定員・入学定員・収容定員充足率、大学院の学位授与者数、社会人学生数、入学者数の推移、編入学者数、卒業（修了）者数、進路状況、国家試験合格率、退学・除籍者数及び留年者数・中退率をはじめ、学生生徒等納付金に関する情報及び学生支援に関する情報、財務状況に関する情報等を公表している。

自己点検・評価結果については、2016（平成 28）年度以降の『点検・評価報告書』及び2017（平成 29）年度以降の『外部評価報告書』のほか、大学評価（認証評価）の際に提出した大学の基礎データ、認証評価結果、改善報告書検討結果をホームページに掲載している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の点検・評価は、「専門委員会」のもとでまとめられた「個別委員会」の自己点検・評価の結果を、「全学委員会」及び「外部評価委員会」が検討することによって実施されている。

2012（平成 24）年度に質保証ワーキンググループを設置し、「内部質保証システム体系図」を作成することにより、全学の内部質保証システムの明確化に努めている。また、2017（平成 29）年度より、第3期認証評価で求められている全学内部質保証推進組織の整備のため、「内部質保証システム体系図」を再整備し、2019（令和元）年度に、大学の内部質保証システムの明確化が行われている。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

理念・目的を踏まえ、文学部・人間健康学部・法学部・経済学部・商学部・医学部の6学部、また、比較文化研究科・心理学研究科・ビジネス研究科・医学研究科の4研究科、20の研究所・センターなどを有している。特に、人間健康学部については、地域や時代のニーズにあった新しい学部として2017（平成29）年に開設し、研究面においても特色ある事業に積極的に取り組む等、地域社会に貢献すべく産学官連携にも力を入れている。

以上のことから、学部・研究科、附置研究所、センター等の設置状況については適切であるといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の設置状況の適切性については、各学部、研究科、研究所の活動の点検・評価に加え、関連する部署が組織横断的に点検・評価を行っている。「全学委員会」において全学レベルでの自己点検・評価を行い、内部質保証推進組織に上申し、改善を図っている。

また、学部等の新設にあたっては、基本構想などの中・長期ビジョンに基づき、「学部長会議」による検討を行い、ワーキンググループや実行委員会を設置し議論している。2017（平成29）年度の人間健康学部の設置にあたっては、検討グループに法人理事を加えた「学部等設置検討委員会」を設け、理念・目的を踏まえた教育研究組織の改善を行った。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学部の学位授与方針については、授与する学位ごとに設定している。例えば、文学部では「知識・理解、思考・判断・表現、関心・意欲・態度、技能をもった学生に学位を授与する」と定め、卒業時に求められる能力を示したうえで、設置する学科ごとに「知識・理解」や「思考・判断・表現」等各項目において必要な具体的な能力を求めており、適切である。

研究科の学位授与方針については、研究科ごと、学位課程ごとに設定しており、授与する学位ごとに学位授与方針を設定していない研究科があるため、改善が求められる。これらの研究科では、授与する学位の分野ごとに、修了時に求められる能力を明確にすることが必要である。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

全ての学部(学科)・研究科において、教育課程の編成・実施方針を設定し、ホームページ、大学案内、シラバス等で提示している。

学士課程では、例えば商学部の学位授与方針に掲げる学習成果を修得させるにあたり、教育課程の編成・実施方針を「新しい社会をひらくビジネス・リーダーの育成」の実現に向け、論理的な思考力・コミュニケーション力・実行力を、各科目区分で1年次から4年次にわたり切れ目なく養成し、筆記試験やレポートのみならずディスカッションやプレゼンテーションの参加態度などにより総合的に評価し、修得に結び付けることとしている。

一方、大学院課程では、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していない研究科があるため、改善が求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程は、その編成・実施方針に沿って、入学から卒業まで、学年をまたいだ教育プログラムとして順次的・体系的に編成し、科目区分ごとに履修できる学年次・学期が設定され、『学修ガイドブック』(医学部看護学科は『カリキュラムブック』)に、カリキュラムツリー・カリキュラムマップや履修モデルが明示されている。さらに、順次性・体系性の一層の強化に向けて科目コード体系を整備し、2019(令和元)年度に科目ナンバリング制度を全学的に導入し、ウェブシラバスに記載している。個々の授業科目は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業形態(講義・演習・実習・実技授業)により単位が設定され、必修・選択必修・選択の区分、授業の目的・到達目標・内容・方法がシラバス・『学習ガイドブック』(『カリキュラムブック』)に明記されている。

学士課程の例として、法学部法律学科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、六法(憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法)を中心とした伝統的な法律科目とともに、各自の関心に応じて、行政法や社会法(社会保障法、労働法)、知的財産法などさまざまな法律を学ぶ科目や、生きた法を体験できる法実務関係の科目が設けられ、多様な現代社会の法を総合的に学べるよう工夫している。また、国際政治学の諸分野まで横断的に学びたい学生のために、国際関係の法を扱う科目(国際法)のほか、英語や情報科学を並行して学べるコースも設けている。

修士・博士課程の例として、大学院心理学研究科では、教育課程編成・実施方針に基づき、前期博士課程、後期博士課程ともに、コースワークとリサーチワークあるいは理論教育と実務教育を組み合わせで編成している。また、特に前期博士課程では、専攻ごとに開設授業科目は基礎科目と専門科目に大別され、臨床心理学専攻では、基礎科目の5科目全てが通年・必修で、そのうち4科目で、実践力の涵養の

ための実務教育となっている。専門科目では、コースワークとリサーチワークが組み合わされ、実践に関する理論や実践に基づく理論についての教育が行われ、修士論文の作成が課せられている。

学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力の育成については、いずれの学部においても、実習・インターンシップ、キャリア支援科目、キャリア系科目が設置されている。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

各学位の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、文科系学部では、年間の履修単位数の上限を原則 48 単位と設定するほか、休講科目のための補講日をあらかじめ設定し、またシラバスで必要な事前・事後学習を記載することなどによって単位の実質化を図る取組みが見受けられる。医学部医学科のように厚生労働省による「コア・カリキュラム」をもとに教育課程を編成している学科については、進級要件の厳格化や自主学習環境の整備を行い、単位の実質化を図っている。また、教職課程等では登録単位数の制限に含まれない科目がある場合については、長期休暇期間の集中講義に科目を設定するほか、教職課程の教員が自習室で指導を行う環境を整備している。ただし、人間健康学部では 1 年間に履修登録できる単位数を定めているにも関わらず、学部設置当初から上限を超えて多くの科目を履修登録している学生が相当数おり、また、このほかの措置はなく、単位の実質化が十分に図られているとは認められないため、単位制度の趣旨に照らして改善が求められる。

シラバスについては全学的にシラバスのフォーマットが統一され、共通教育科目を含め、全ての科目に関して授業の目的・概要、授業計画、到達目標、事前・事後学習、成績評価方法及び基準、教科書・参考文献、及び履修上の留意事項が明示されている。シラバスは、大学のシラバスシステム及びホームページ上において全科目について公開されている。医学部医学科は独自の電子シラバスシステムの Moodle 上で情報公開されている。Moodle は、予習用の教材のアップロード、学生の自主学習と反復学習のサポート、教員と学生の相互評価などにも使用されている。

学生の主体性を促すため、いずれの学部においても少人数の演習、実習・体験・実践型の授業、課題解決型授業などの設置のほか、グループディスカッション、グループワークなどのアクティブラーニングをはじめ、さまざまな措置が講じられている。例えば文系学部学生、医学部新生生の主体的参加で、体験を通じたアクティブラーニングにより「地域に貢献する人材育成を目指す」授業は、大学の基本理念を踏まえ、新入生が久留米・筑後地域での体験を通じて社会の課題を発見し、「人間力を養い、その後の大学生活において自分が学ぶべきことを認識して主体的に

学問に取り組む姿勢を身に着ける」ことを到達目標とする久留米・筑後体験演習であり、学部を超えたグループ編成で実施される月に1回の学外体験演習と学内における分野別事前講義や文献検索、レポート作成、プレゼンテーション指導を大学と地域が連携して行うアクティブラーニングが実施されている。

大学院では、修士論文作成日程を定め、論文完成までの見通しを示している。研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールは学生ハンドブックに掲載するとともに、初回のオリエンテーションでも示している。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価及び単位認定は、大学設置基準で定める基準に基づき、講義・演習科目及び外国語・実験・実習・実技科目の1単位あたりの授業及び学習時間を設定している。卒業・修了要件は、学部規則、研究科規程に設定し、科目区分ごと又は授業科目の内容・形態ごとに設定された所要単位数も含めて、学修ガイドブック（医学科はシラバス、看護学科はカリキュラムブック）、大学院便覧（医学研究科はカリキュラムシラバス）に明示されている。入学前の既修得単位の認定に関しては、学部規則、研究科履修規程及び研究科規程において適切に定めている。

成績評価は、4段階で評価を行い、成績評価の基準については、科目の特性も配慮されている。医学部医学科では、各専門科目の定期試験に加え、進級判定として、問題プールシステム（K-Camellia）を利用した独自のコンピュータ試験C B T（Computer Based Testing）による総合試験が実施されている。医学部看護学科では追試験・追実習の成績評価と再試験を見直し、成績評価の厳格化が図られている。示された成績評価に疑問がある場合は、成績開示後1カ月以内を条件として評価内容を担当教員に確認できるようになっている。

学位論文審査については、学生便覧・学修ガイドブックにおいて、評価指標などを含め、審査基準が示されているが、医学研究科では審査基準が抽象的であり、より具体的な審査基準の設定が望まれる。学位授与については、学位授与方針に沿って、学部規則に明文化された手続に基づき、教務委員会によって判定・審査が行われ、拡大教授会・教授会議において審議・承認される。大学院研究科の学位授与については、学位授与に関する審査基準を大学院学生便覧・大学院カリキュラムに明示し、大学院規程に明文化された手続に基づき、研究科委員会において、学位論文審査・単位取得認定がなされている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部については、学習成果の把握の方法として国家試験の志望・合格者、指定科目の登録状況、入学試験競争率と進級・卒業率との相関や進路状況、卒業アンケートなどの複合的な指標を用いており、このほか「学修振り返りシート」による測定、

臨床技能についてのPCC-OSCEによる評価、外部業者による模擬試験、通算GPAの算出、4年次卒業前に実施する教育調査による学生満足度なども行っている。

また、学部の共通教育では授業評価アンケートの質問項目に到達目標の達成度に関する質問項目を設けて学生による自己評価の結果を確認するとともに、教員による成績評価と対照することで学習成果を把握・評価するようにしている。

大学院については、学位論文の審査を通じて、学位授与方針に示した学習成果の把握に加え、例えば心理学研究科では、研究公開発表会、論文件数、学会発表件数による総合判断を学習成果の把握のための指標として設定している。ただし、前述のとおり比較文化研究科及び医学研究科については、授与する学位ごとに求められる学習成果の明示が不十分であることから、今後検討を行い、適切に学習成果の把握を行うことが望まれる。

なお、2018（平成30）年に学士課程全体としての「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を決定し、大学機関・教育課程・科目の3つのレベルについて、それぞれ評価の目的・基準及び方法・指標を定めた。2019（令和元）年には学位授与方針に示す学習成果について、知識・理解に関するもの、専門能力に関するもの、汎用能力に関するもの、態度・姿勢に関するものにわたるように15～20項目程度の到達目標を定め、カリキュラムマップの点検を通じて、学位プロフィールと開設科目の到達目標との対応関係を確認し、アセスメントの対象となる科目群を特定する作業が進められており、今後は多角的な指標を用いた学生の学修成果の到達度の測定が見込まれる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程の適切性について、各学部、研究科の点検・評価に加え、共通教育を担う基盤教育研究センターや外国語教育研究所等の関連する部署ごとに点検・評価を行い、「専門委員会」を経て「全学委員会」において全学レベルの自己点検・評価を行っている。また、文系キャンパスでは基盤教育研究センターが、医系キャンパスでは久留米大学医学教育研究センターが、教育・学習活動の支援と教育改革推進を担当し、共通教育科目の教育課程と内容・方法については「基盤教育研究センター運営委員会」、外国語教育研究所は「外国語教育研究所連絡協議会」により点検・評価が行われている。教育内容・方法などの点検・評価については学生や卒業生へのアンケート調査、「教務委員会」「実習委員会」でのカリキュラムの検証、看護学科教員と大学病院看護部の参加による交流会でのグループワーク（医学部看護学科）などの取り組みも行っている。

大学院研究科では、「FD会議」「FD委員会主催」の研修会、研究科教育ワーク

ショップ、「医学小委員会」内のワーキンググループ活動、「医学小委員会」などにおいて、根拠データに基づく点検・評価が行われている。大学院研究科は、「自己点検・評価委員会」の活動のほか、研究公開発表会(比較文化研究科)、リサーチワークや実務的な教育内容を含む必修科目の成果などの検討と大学院学生研究成果報告書の点検(心理学研究科)、論文中間発表会(ビジネス研究科)等の改善・向上を行っている。

<提言>

改善課題

- 1) 比較文化研究科博士前期課程及び同後期課程並びに医学研究科修士課程及び同博士課程において、授与する学位ごとに学位授与方針を設定していないため、改善が求められる。
- 2) 比較文化研究科前期博士課程及び後期博士課程では、教育課程の編成・実施方針に教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
- 3) 人間健康学部では1年間に履修登録できる単位数を1～3年次は48単位、4年次においては44単位としているにも関わらず、学部設置当初から上限を超えて多くの科目を履修登録している学生が相当数おり、また、このほかの措置はなく、単位の実質化が十分に図られているとは認められないため、単位制度の趣旨に照らして改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

各学部・研究科において、入学前の学習歴・学力水準・能力などの求める学生像について、学生の受け入れ方針を定めている。学部長が「学部アドミッション検討委員会」の委員長となり、各学部の「アドミッション検討委員会」においてその内容を議論し決定している。

学士課程の学生の受け入れについて、例えば、商学部では「商学部で学修するために必要な基礎学力を備えた学生」「資格や課外活動、社会活動等、それぞれの個性に応じた実績と可能性を有する学生」「さまざまな価値観や経験を有する学生」の3つを定めている。

大学院の学生の受け入れ方針については、各学位課程において求められる学力水準を示すとともに、求める学生像を掲げている。例えば心理学研究科前期博士課程臨床心理学専攻では、「心理学の基礎的知識を有しており、臨床心理学に関する研究力と実践力を積極的に身につける意欲を持ち、将来研究や臨床の分野で仕事

に就くこと」「保健・医療や福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働領域などで仕事に従事している社会人で、臨床心理学に関する研究力を身につけるとともに公認心理師や臨床心理士の資格を取得することを目的とし、高度な専門的知識やスキルを将来研究や臨床現場に活かすこと」を目指すものを募集すると明示している。

学生の受け入れ方針は、ホームページ、大学案内、『入試ガイド』などにおいて、入学希望の生徒や中等教育機関の進路支援担当者などに対して広く公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

各学部・学科及び研究科・専攻ごとに設定する学生の受け入れ方針に基づき、適切な学生募集方法及び入学者選抜制度を設定している。

学部においては、『入試ガイド』において、総合型選抜(AO入試)、指定校推薦入試、一般推薦入試・地域枠推薦入試・福岡県特別推薦枠入試、前期入試、センタープラス入試、後期入試など、それぞれの入試形態・選考方法・特徴などを明示している。

大学院研究科においても、大学院案内(募集要項)において一般入試、社会人入試、外国人留学生入試などの入試形態別に、出願期日、試験日、選考方法などを明示している。

入試制度改革の動きに迅速可能な体制づくりとして、2016(平成28)年に「大学入試委員会」の下部組織としての「文系入試改革委員会」と「入試改革ワーキンググループ」の設置を行い、高等学校との連携強化、高大接続改革への対応、入試データの分析、入学前教育、「アドミッションオフィス」の設置準備について議論している。

その後、2019(令和元)年度からは「アドミッションオフィス」を設け、「大学アドミッション委員会」「大学アドミッションオフィス委員会」「学部アドミッション検討委員会」を設置している。

公正な入学者選抜の実施について、各学部では拡大教授会において審議し決定がなされ、大学院研究科では拡大研究科委員会において審議し決定される。入学に関する委員会の議長は学部長又は研究科長であり、そのもとに「学部アドミッション検討委員会」副委員長又は大学院入試担当主任などの役職者が置かれている。特に各学部には、10名程度の委員で構成される「学部アドミッション検討委員会」が設置され、担当教員が中心となって入試業務にあたっている。最終決定は、学部拡大教授会の構成委員、拡大研究科委員会の構成委員の合意のもと学長が決定しており、適切である。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に

基づき適正に管理しているか。

入学定員及び収容定員については、学生数及び収容定員・入学定員・収容定員充足率の情報を教育情報としてホームページにおいて公表している。また、『入試ガイド』において、「募集学部・学科入学定員及び入試制度別募集定員」として公表している。これらのデータに基づき、各学部学科及び大学院研究科における拡大教授会又は拡大研究科委員会において議論し、適切な定員設定と定員管理に向け取り組んでいる。

学部学科においては、安定した入学者を確保しているものの、入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が高い学科があるため、是正されたい。

適切な定員管理に向けた取組みとして、医学部医学科では、留年や中途退学の防止のため、学習環境や授業内容の改善、合宿講義や教員に対する教育に関するファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）を充実させる取組みを行っている。

大学院においては、一部専攻において収容定員に対する在籍学生数比率が低いところもあるものの、概ね適切に定員を管理している。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性について、各学部・研究科による2つの「報告シート」及びサマリーによる点検・評価に加え、入学試験の実施に関する検証を「大学アドミッションオフィス委員会」で行っている。加えて、年度初めに開催される大学評議会で入試結果の詳細と総括が行われ、「大学アドミッション委員会」「大学アドミッションオフィス委員会」では入試結果（志願者・合格者・入学者）に基づき、その内容を精査・分析している。

学部・学科では、一般入試における募集定員などについて、「学部アドミッション検討委員会」において過年度の入試結果と比較しながら、適正数を決定している。推薦入試における指定校の継続や増員・減員などについても、指定校推薦入試の志願状況に基づき、決定している。また、入試制度改革に迅速に対応できる体制づくりとして、2016（平成28）年に「大学入試委員会」の下部組織として、「文系入試改革委員会」及び「入試改革ワーキンググループ」を設置した。さらに、全学的な入試戦略の策定と実行に関して、重要な審議事項を主導的な組織に集約し必要な意思決定を迅速に行う目的のもと、入試関係組織の改革を行い、2019（令和元）年度から「アドミッションオフィス」を設けた。今後、一部の学科における定員超過の課題について、点検・評価を通じた原因の分析やその改善に向けた具体的方策の実施が望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、法学部国際政治学科が 1.36、経済学部経済学科が 1.25、医学部医学科が 1.07 と高い。また、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、医学部医学科が 1.01 と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

各学部において、求める教員像と教員組織の編制方針を明示している。各学部では、それぞれの理念・目的に基づき求める教員像を、各分野における優れた実践的人材の育成に努め、教員各自の専門性を生かした研究活動及び教育活動に精励できる人物であるとしている。教員組織の編制方針では、求める教員像、教員の任用、連携の在り方、運営に関する事柄を明示している。

各学部の求める教員像と教員組織の編制方針は、教授会で周知し、大学のホームページでも公表している。

大学院研究科の教員は、基盤となる学部からの任用であり、指導教員採用基準及び授業担当教員選考基準によって、授業担当教員と論文指導教員に区別し、教育と研究の両面に秀でた教員を求めていることを明らかにしている。ただし、各研究科の教員組織の編制方針が明確になっているとはいいがたいため、今後の検討が望まれる。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

専任教員数については大学設置基準及び大学院設置基準で求められる必要数を満たしている。また、教員組織の編制方針に明示している教員像、教員の任用、連携の在り方、運営に従った適切な教員組織を編制し、主要な専門科目を専任教員が責任をもって教授する体制が整えられている。

教員組織の編制方針に基づき、各学部・研究科・研究所においてバランスのとれた組織編制に配慮するため、職階及び定年を定めており、実際の年齢構成についても概ね適切である。

以上のことから、教員編制方針に基づき、教育研究活動を展開するための適切な教員組織を編制している。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

全ての学部・学科において、教員の募集・採用・昇任について、その基準、手続などを規程などに明文化している。全ての採用・昇任の資格審査はそれぞれに定められた教員審査規程に則り適切に行われている。その結果を踏まえ、採用・昇任の管理監督を行っている。学部・研究所にて募集、採用審査、昇格審査を行い、大学評議会にて審議、理事会にて決定している。

大学院研究科の採用については、学部を基礎としているため、学外からの新規採用に関する人事権は認められていないが、設立基盤となっている学部・学科に所属する教員を任用する権限が認められている。

組織内の昇任に関する人事権は全ての学部と大学院及び研究所に認められており、明文化した規程に基づき、段階を追って複数の機関で審査・決定を行うことで、公平性が担保されている。

以上のことから、教員の募集、採用、承認を適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の資質の向上を図るため、基盤教育研究センターが中心となり、FDを行っている。授業改善に向けたFDでは、講演会を行うほか、IR室を整備し、授業アンケート・成績評価等の情報分析を行っている。アンケート結果は、「CS (Customer Satisfaction) ポートフォリオ」分析の結果などが付されたものが科目担当教員にフィードバックされ、以後の授業改善に向け取り組んでいる。また、収集したデータの分析をもとに大学の実情と課題をテーマにした研修会を開催するなど、組織的かつ多面的な方策を実施している。教育改善の支援として、2018（平成30）年度は学生支援室と連携して「大学生の発達障害～基本的概念と対応の基本～」を、2019（令和元）年度も引き続き学生支援室と連携して、「支援の必要な大学生への就労支援」「教員向け支援場面集の活用～連携のために～」を開催し、発達障がいのある学生対応の円滑化を促した。さらに、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組みとして、「研究者倫理について」を開催した。

以上のように、課題研究とつながったテーマ設定によるFD・スタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」という。）研修会を開催し、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

全ての学科、研究科等の単位でも、定期的にFD活動を実施しており、教員の教育、研究能力等の資質の向上に努めている。

例えば、医学部看護学科では、2019（令和元）年度に研究教育FDワークショップ、FD主催研究セミナーを開催し、教員の資質向上に努めている。また、新人教員とその指導者に対して、年度に2度アンケート調査を行っている。これにより新

人教員の教育力、研究力、社会活動への参加が把握でき、その結果を経年的にみることで教育力・研究力の向上も確認できることから、指導者の指導方法の修正にも寄与している。さらに、学生による教員評価を専任教員に対して行っており、その結果を教員にフィードバックし、教員の教育力向上につなげる取組みを行っている。

その他の全学的な取組みとして、FDセミナーへの出席率アップの取組みとして、研修案内用のチラシを作成して配付する、過去3年間1度も参加していない対象者の所属長に対して参加要請を行うなど、出席率アップのために前進的な取組みを実施している。それらの取組みにより昨年度よりも出席率を大きく向上をさせることができた。また、2016（平成28）年度から専門的スキルを有する人材の活用により相談員の教育を充実させ、ロールプレイによる研修を取り入れている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教員組織の適切性について、各学部・研究科において、教員組織編制方針に則り点検・評価を行っている。

点検・評価結果に基づく改善・向上策として、「基盤教育研究センター運営委員会」で共通教育科目担当者との依頼連絡について、学問領域の近い部門を通じて行うようにし円滑化した。また、今後の共通教育充実のために、専任教員を配置するよう検討している。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の基本理念である「地域に貢献できる人材」や「実践的人材」の育成を具体化するため、「久留米大学学生支援室規程」において「本学学生の生活・修学及び進路に関する総合的な学生支援を行い、充実した学生生活実現に寄与する」との学生支援の基本方針を定めている。

また、学生への進路支援に関しては、就職部の目的・理念として「学生一人ひとりが有意義な学生生活を過ごし、かつ専門職業人としての能力を涵養することを目指して、自身の手で未来を切り拓く学生のキャリア形成を支援する」との指針を定め、大学ホームページにて公表している。

以上のことから、学生支援に取り組む方針を適切に明示しているといえる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されている

か。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援の体制については、文系キャンパスにおいては、「久留米大学学生支援室」を中心に、学生課、教務課及び就職・キャリア支援課等と協力して支援している。医系キャンパスにおいては、医学教育研究センター、保健管理センター、学生相談室、学年担任及び医学部教務課が一体となって、学生の生活・修学・進路に関する総合的な支援体制を整備している。学生の能力に応じた補習教育については、基礎学力を担保するため共通教育の大学入門科目として基礎教育講座（数学・国語・社会）を開講し、英語では習熟度に応じたクラス編成をとっている。また、正課外においては個別に学習指導・相談を行う学修支援コーナーを開設している。

外国人留学生の支援については、「留学生委員会」及び「別科運営委員会」が、日本語教育から生活相談まで対応している。成績不振の留学生については、学部の留学生委員及び学生委員が、「外国人留学生面談」を行っている。学部・大学院進学を目指す留学生別科においては、講師が毎週のミーティングによって、学習状況の把握、支援及び成績不振者の対応を行っている。

障がいのある学生に対しては、学生支援室において、専門カウンセラーによる相談・指導及び各種支援を行っている。また、支援が必要な学生のうち、発達障がい・社交不安をもつ学生に対する支援の在り方（合理的配慮）について、教員の立場を念頭においてまとめた支援場面集を作成し、大学ホームページにて公表し、教員のみならず、学生、保護者等にも周知されている。関係する当事者の不安軽減につながっている。また、合理的配慮の支援を受けた学生の多くが、所定の期間で卒業し、就職先の企業からも高い評価を受けている卒業生もいることなどから、支援が有効に機能しており、高く評価できる。

成績不振学生や休学、退学を届け出た学生に対しては、面談などにより生活面、健康面を含め、指導を行っている。また、保護者に対しても面談希望を募っている。各研究科においても指導教員を中心に、学生の動向の把握や支援、相談などを行っている。

奨学金制度については、大学独自のものとして「久留米大学奨学金」「久留米大学給付奨学金」を設け、「学生委員会」「学生部協議会」で審議し、奨学金を給付している。また、特待生等を表彰する制度を設け、授業料の免除措置を行っている。外国人留学生に対しては、授業料減免制度を設けている。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報については、大学ホームページにて周知している。

学生生活において遵守すべき事項については、全学生を対象として「学生生活セミナー」を開催し、周知を図っている。

各種ハラスメント防止対策については、毎年リーフレットの更新を行い、周知している。また、文系学部学生には、ガイドブック「Student's Guide Book」、医学

部学生には、「Student Life」を配付して、幅広く相談の受け入れ環境を整備し、未然防止に努めている。その他、大学のウェブサイトでも紹介している。

学生の健康管理、保健衛生については、保健管理センター、保健室が対応している。また、学生相談室、学生支援室による専門医やカウンセラーによるFD・SD活動を積極的に実施し、教職員の学生支援意識の向上に努めている。

学生のキャリア教育については、文系学部の学生に対しては、各学部の就職委員長、就職部及び基盤教育研究センターが一体となって、進路相談、就職支援講座、就職説明会・各種ガイダンス及び大学独自の取組みである就職対策会宿を実施している。医学部医学科においては、「教務委員会」の下部組織である「学修対策部会（旧 国試対策委員会）」、医学教育研究センター、クラス担任及び学内コンサルタントが支援している。医学部看護学科においては、「国試・就職委員会」、学年担任及び3・4年次はアドバイザー担当教員が支援している。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施については、基盤教育研究センターによって体系的なキャリア教育や資格・公務員試験などを支援する科目及び課外講座を設けている。

課外活動については、学生課及び医学部事務部教務課に課外活動担当の事務職員を配置し、課外活動全般についての学生への指導・支援の充実を図っている。部活動などでの活躍や難関な資格の取得者に対する表彰制度を設けており、表彰については「学生部協議会」で決定している。

その他の学生支援として、学生アンケートの要望に基づいて、2012（平成 24）年より学生食堂における「100 円朝食」を実施している。

以上のことから、学生支援の方針に基づき多様な学生支援を適切に行っているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

年度の終わりに学生支援室の運営会議を行い、当該年度の状況と次年度に向けての計画を検討している。また、文系キャンパスにおいては、大学教育や学生生活に対する学生からの率直な意見を集め、学生生活の経年的変化を把握分析するため、4年に1度「御井学舎学生生活調査」を実施している。

「就職委員会」及び「就職部協議会」においては、前年度における活動内容を検証し、そこでの議論を当該年度の活動内容に反映させている。

これらの活動を踏まえ、学生支援の適切性の検証については、各学部・研究科及び研究所・センターに設置された「個別委員会」でそれぞれの点検・評価の結果をとりまとめ、「専門委員会」「全学委員会」「外部評価委員会」でこれらを審議し、大学の改善・改革の方針を検討・提起している。さらに、「学部長会議」で全学的

な改善計画を策定している。「将来構想策定会議」では、世の中の多様化に順応できる実践的人材の育成というビジョンのもと、学生支援の充実・強化、キャリア指導の充実と進路確保対策、国際化への対応等の中・長期検討課題についてK P Iとして設定し、教職員全体の目標として掲げている。

点検・評価結果の活用事例として、学生支援室の活動について周知が不十分であったことから、比較的経験が蓄積されている発達障がい・社交不安をもつ学生に対する具体的な支援場面について教員に紹介する冊子（発達障がい・社交不安をもつ学生に対する支援場面集）を作成し、大学ホームページにて公表しており、改善プロセスが機能しているといえる。

以上のことから、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を改善・向上に向けた取組みにつなげているといえる。

<提言>

長所

- 1) 学生支援室が中心となって、支援が必要な学生のうち、発達障がい・社交不安をもつ学生に対する支援の在り方（合理的配慮）について、教員の立場を念頭においてまとめた「支援場面集」を作成し大学ホームページにて公表している。また、この場面集は教員のみならず学生、保護者等にも周知され、関係する当事者の不安軽減につながるよう情報共有を図っている。実際に支援場面集を用いた支援を実践し、合理的配慮の支援を受けた学生の多くが、修業年限以内で卒業し、就職先の企業から高い評価を受けている卒業生もいることなどから、支援が有効に機能しており、評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

建学の精神及び「実践的人材の育成」と「地域文化への貢献」という基本理念に基づき、学生の学習や教員の教育研究活動に関わる環境を整備するために、「将来構想策定会議答申書（Vision 2017-2021）」において、教育研究活動の基盤となる戦略的キャンパスマスタープランが策定され、長期的視点に立った計画的な整備を実施している。なお、「将来構想策定会議」はこの答申書に基づき各課題に関して具体策及び数値目標としてのK P Iを設定し、目標達成度を毎年検証している。そしてこの具体策とK P Iの達成度について「将来構想策定会議だより」などで学内に周知している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を

整備するための方針を明示しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

文系学部・研究科の御井キャンパス及び医系学部・研究科の旭町キャンパスにおいて、講義棟、図書館、体育館、グラウンドをはじめとした主要な施設を揃えており、大学設置基準を上回る校地・校舎及び施設・設備を有している。また、両キャンパスそれぞれに部室棟、食堂、保健室などがあり、更に文系キャンパスには男子学生寮及び久留米大学女子学生限定アパート、留学生女子寮として久留米大学インターナショナル・ハウスを備えている。また 2020（令和 2）年春に久留米大学医学部男子専用学生寮が完成する予定であるなど、学生生活を支援する施設が整備されている。

文系キャンパスにおいて 2016（平成 28）年度に完成した御井本館には、ラーニングコモンズが整備され学生同士のグループ学習、情報検索、レポート・論文作成のための施設として機能しており、学習を支援する相談員が配置されている。また御井本館はバリアフリーと環境に配慮して設計されている。同キャンパス 1000 号館には情報教育センターがあり、ネットワーク環境や I C T 機器等が整備されている。医系キャンパスにおいては、基礎 3 号館にラウンジ及びセミナー室、コンピュータ実習室などが整備されている。また、総合診療棟 8 階にあるクリニカルスキル・トレーニングセンターは、学生と医療従事者の臨床技能の修得や向上と安全管理の確立を図るために 2018（平成 30）年度 4 月に開設され、医学生の診療参加型臨床実習を推進する学習環境が提供されている。

情報倫理の確立のために、学生に対して『学生ガイドブック』や「KUESTBookLeT」などにて注意喚起を行い、文系キャンパスでは、情報基礎科目の初回の授業で遵守事項の解説を行っている。また、教職員に対しては個人情報の保護に関する法律及び同法に関連する学内の諸規程を教職員用サイトに掲載するなどして周知徹底が図られている。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

附属図書館は、文系キャンパスにある御井図書館と医系キャンパスにある医学図書館で構成され、「附属図書館規則」をはじめとした学内規程に則り運用されている。2014（平成 26）年 4 月より久留米大学機関リポジトリの登録を開始し、御

井図書館では学位論文や紀要論文の登録を、医学図書館では学位論文の登録を行っている。図書目録データの書誌統合作業を実施し、国立情報学研究所へ所蔵報告が完了し、同研究所の I L L 文献複写料金相殺サービスに加入することで、他大学の学術情報へのアクセスなど利便性が図られている。

御井図書館及び医学図書館にそれぞれ司書有資格者を配置し、その専任スタッフが国立国会図書館主催のレファレンス・サービス研修を受講するなど学術情報サービスに関するスキルアップに努めている。両図書館において、O P A C 端末やパソコンなどが配置され、御井図書館では図書館のレファレンスカウンターでのレファレンス・サービスに加え、図書館専任スタッフがラーニングコモンズに出向き、レポートや卒業論文の資料収集の相談に応じている。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらは適切に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

大学としての研究に対する基本的な考えは、学則における久留米大学の目的及び使命についての条文において示されている。

全教員に職位に応じて適切な研究費を支給し、更に、大学独自の競争的資金として「石橋助成金」「学術研究助成金」などの制度を設け交付しており、医学部医学科は、講座や研究室単位で教室研究費を設けている。産学官連携推進室は科学研究費助成事業に関する取組みとして、「科研費獲得促進セミナー」や「科研費よろず相談所」などを開催している。また、2018（平成 30）年 4 月に久留米大学産学官連携戦略本部から改組した久留米大学研究推進戦略センターは、大学におけるシーズを活用し、研究者・学生のアイデアをベースにした大学発ベンチャー起業のために必要な知識を養成する取組みとして、医系キャンパスにて「学内研究者ベンチャー教育セミナー」を開催するなど研究活動を促進する取組みを行っている。

文系専任教員に対して個人研究室を完備しているが、医系に関してはまだ個人研究室をもたない教員が存在している。しかし 2018（平成 30）年に基礎 3 号館が竣工したため研究室環境は改善され、更に、基礎 3 号館はオープンラボとなっており、学外者の共同利用も可能であることから、対外研究交流の基盤となることが期待されている。また、専任教員の研究専念のためのサバティカル制度として、在外研究員及び国内研究員の制度を設けている。教員の教育研究活動を支援するためにティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、技術スタッフを配置するなど人的支援体制が整備されている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると評価できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

大学における研究倫理を遵守するために、「久留米大学御井学舎倫理委員会規程」及び「久留米大学医に関する倫理委員会規程」並びに「久留米大学生命に関する倫理委員会規程」が定められ、これら規程に則り、「倫理委員会」及び「専門委員会」を設置し、研究倫理の遵守に努めている。また、研究活動の不正行為に対する申立制度、不正行為防止のための教育・啓発活動及び当該研究活動に関わる資金配分機関への報告などに関しては、「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」で定めている。

公的研究費の適正な運営・管理を行うために、2015（平成 27）年 4 月に施行した「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」に基づき、不正防止計画の策定・実施及び倫理教育の実施・受講状況及び理解度の把握など、学内における研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境整備の充実を図っている。コンプライアンス研修については、2017（平成 29）年度から e-learning 研修を導入し、教員のみならず、大学院学生に対しても毎年受講の義務化を行い、2017（平成 29）年度以降、e-learning を全員が受講している。また、大学院医学研究科においては、ホームページに「医系倫理関係情報」という項目を設けて医系倫理の基礎知識について紹介しており、研究や論文不正（剽窃や盗用）に対する未然の不正防止策として、2018（平成 30）年 9 月に「Turnitin」という検知ツールを導入し研究活動の不正防止に努めている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

医学図書館において学生モニターとの意見交換会を定期的実施し、学生の改善要望を聞きながら I C T 機器の活用方法周知など改善策を行っている。

図書館をはじめとする教育研究等環境に関して、内部質保証システムに即した点検・評価及び改善・向上が行われており、今後も継続した改善への取り組みが実行されることが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

大学の基本理念である「実践的人材育成」「地域文化への貢献」を踏まえ、社会連携・社会貢献に関する方針を、地域連携センター規程に「大学、学部・研究科の

理念を踏まえた、本学の有する知的財産や教育研究の成果などを生かし、地域の団体や行政・企業などと連携しながら、社会のニーズに応える社会連携・社会貢献を行う」こと、知的財産ポリシーで「本学における知的財産の創出、取得、活用のシステムを構築し、推進し、研究成果の権利確保と学術研究成果の社会的活用を図り、学術研究の振興及び国民の福祉健康向上に資するとともに優れた才能を有する研究者の育成及び知的財産創出意欲を向上させること」、久留米大学研究推進戦略センター規程で「産学官の緊密な連携による戦略的な研究開発原資の拡大に努め、学術研究の振興及び社会貢献に資すること」を定め、ホームページを通じて学内外に明示している。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

全学的組織である地域連携センターを拠点に、自治体、大学等、企業等、協定先と連携して地域活動が展開されている。学部独自のプロジェクトや企画により、地域企業や自治体との連携が図られ、地域の企業や自治体との連携と大学の教育・研究活動の社会への還元を進める体制が整備されている。教育研究の成果を広く社会に還元することを目的として、1986（昭和 61）年より公開講座が開講されている。更に研究成果を社会に還元することを目的に研究推進戦略センターを設置し、リサーチ・アドミニストレーターを配置している。

自治体・企業との連携の例として、「久留米市学術研究都市づくり推進協議会」に参加し、都市環境整備、学術研究機能の強化に関する調査・研究、地域の学術研究機関相互の連携強化、情報交換などを行い、更に、久留米商工会議所と密な連携を図り、地域企業との共同研究の企画・実施を行っている。筑後信用金庫との連携によって、うきは市の広報誌「広報うきは」に学生が取材した紹介記事を掲載する事業を実施している。医系学部・研究科を基礎とする医療を通じた地域貢献としては、高度救命救急センターとドクターヘリコプターを有し、各医療機関との連携を通じて、北部九州の医療を支え、市民向けの医療に関する講座や医療従事者育成のための研修会を行っている。

また、主に文系キャンパスにおいては、筑後地方の伝統産業の紹介・普及に向けた発信を積極的に行っており、比較文化研究所・文化財保存科学研究部会では公開講座やワークショップを通じ研究成果を市民に還元するほか、2018（平成 30）年度には、独立行政法人国際交流基金の助成を受けて久留米市の伝統産業の国際的に紹介する事業を行っている。また、久留米餅、八女茶、久留米織等の特徴ある産業の振興・発展に向けたイベントやプロジェクトを学生が主体的に開催又は参加し、学生の地域産業の理解にもつなげており、「地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え」という大学の基本理念の実現に資する取組みとして高く

評価できる。

産学官連携に関しては、研究シーズの早期公開、学内のベンチャースペース設置、全学的な教育・研究者データベースの構築及び運用を行い総合企画部広報室の管轄で、研究者・教育・研究活動の情報を公開している。

地域交流では地域活性化事業への参画と協力、市民の健康づくりのための講座の開講、高齢者・障がい者支援、留学生支援、市の行事への運営協力を、国際交流事業では海外 30 大学との協定交流をしている。

以上のように、「地域連携センター」を中心として、大学の教育、研究、医療の機能を生かして自治体・大学・企業と協定を結び、連携して多彩な地域活動を展開していると評価できる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

地域に根ざした研究の組織的推進、研究成果の地域発信と社会への還元、全学的地域連携センターの展開、久留米市との連携による妊娠・出産・子育て支援、福岡サテライトの活用、企業や自治体との包括的連携協定の強化・拡大、地域企業や自治体と連携した地域課題解決や起業のための教育研究プログラム導入・推進について、それらの活動内容の進捗状況と自己評価を3か月ごとに書面にて、更に、年2回「将来構想策定会議」で報告されている。学部教授会にて同運営委員会の決定事項等が報告され、学内外の関係者（受験生、進路支援担当者、在学生、学内教職員、地域諸団体など）に対して、大学のホームページなどを通じ、必要な情報が公開されている。また、教職員の地域貢献業績表などが含まれる「地域連携センター報告書」が発行されている。

研究支援をより活発にし、研究費獲得や受託研究及び共同研究の増加に向けた活動を行うために、2018（平成 30）年に研究推進戦略センターが設置され、専門知識を有するリサーチ・アドミニストレーター（URA）が産学官連携推進室から研究推進戦略センターへ配置転換された。また「地域連携センター運営委員会」の事務員を増員し、活動の充実を図っている。

<提言>

長所

- 1) 将来構想に掲げる「地域社会との連携推進」「産学官との連携」に基づき、社会連携・社会貢献の各方針を定め、地域連携センターが大学の教育、研究、医療の機能を生かして自治体・大学・企業と協定を結び、連携して多彩な地域活動を展開している。特に、筑後地方の伝統産業の紹介・普及に向けた発信を積極的に行っており、比較文化研究所・文化財保存科学研究部会では公開講座やワークショップ

ップを通じ研究成果を市民に還元するほか、2018（平成 30）年度には、独立行政法人国際交流基金の助成を受けて久留米市の伝統産業を国際的に紹介する事業を行っている。また、久留米餅、八女茶、久留米編織等の地域の特徴ある産業の振興・発展に向けたイベントやプロジェクトを学生が主体的に開催又は参加し、学生の地域産業の理解にもつなげており、「地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え」という大学の基本理念の実現に資する取組みとして評価できる。

10 大学運営・財務

（1）大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営の方針として、「学校法人久留米大学将来構想策定会議」が策定した2017(平成 29)年度から 2021（令和 3）年度までの 5 年計画の中に、「安定した経営基盤の確立」とのビジョンのもと、「大学キャンパスマスタープランの策定」「大学ガバナンスの確立」「大学運営体制の改革」「財務基盤の強化」など 5 つの検討課題を掲げている。さらに、2018（平成 30）年度からは、各部門において取り組んでいく項目の中から、優先度の高いものを 3～5 つ選定して数値目標（KPI）を設定し、将来構想の最終年度となる 2021（令和 3）年度に達成すべき指標としている。

目標に対する進捗状況及び各部門の KPI については、「学校法人久留米大学将来構想策定会議だより」に掲載し、学内配付と併せて大学ホームページに公表し、周知している。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため、大学運営に関する方針を明示し、適切に公表しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の選出にあたっては、「久留米大学学長選出規程」に基づき選挙を行い、理事長が任命する。学長の権限は、学則の「校務をつかさどり、所属職員を統督する」に基づき、教学の全ての事案についてリーダーシップを発揮できることが担保されている。

副学長、学部長及び研究科長等の役職者については、それぞれの規程に選任方法と権限が明示されている。

学長による意思決定及びそれに基づく執行等については、学長、副学長及び学部

長を構成メンバーとした学部長会議のほか、大学評議会、大学院合同委員会、学生部協議会等が置かれ、適切に大学運営を行っている。

教授会の役割については、学則及び各学部における「教授会規程」に基づき、学長による意思決定と教授会の役割が明確になっている。

危機管理対策として、「久留米大学防火・防災等管理規程」を定め、危機管理マニュアルを各区域で策定しており、危機発生時に迅速に対応できる体制を整えている。

以上のことから、規程に定めた役職、組織に基づき、適切な大学運営を行っているといえる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

ヒアリング、査定を経て、必要性・効率性などの検証をしたうえで、予算案を作成したのち、理事会及び評議員会で審議決定している。

予算執行は、一定金額以上は稟議決裁を必要とし、高額な施設・設備整備及び契約に関するものは、理事会審議事項としている。また、予備費使用や一定額以上の予算流用の可否についても、稟議決裁を必要としている。

2015（平成 27）年度から四半期ごとの収支状況の実績把握を行っており、理事会及び学内広報誌（財務だより）に掲載して全教職員に周知している。

財務監査は、法人監事と監査法人による監査が行われている。私立学校法に基づく監事監査、私立学校振興助成法に基づく監査法人による監査及び内部監査規程に基づく監査を実施している。また、法人監事と監査法人との意見交換の場を設け、連携を図っている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

法人及び大学の運営に関する業務を行うため、「事務組織規則」に基づき各キャンパスに事務組織を置いている。また、事務分掌に関する細則を定め、組織運営のため役割を明文化している。

事務職員の採用及び昇任については、規程に基づき適正に行っている。また、長期勤続できる者を優先的に採用し、途中で採用した嘱託職員を正規職員に登用するなど、中・長期的課題に対応できる体制整備に努めている。

業務内容の多様化、専門化に対する体制の整備として、2017（平成 29）年度から職域限定の正規事務職員制度の導入の検討を行い、事務職員の採用を、総合職と特定総合職に区分している。また、本部系、学部系についても特定総合職としての登用を行っている。2018（平成 30）年度から事務組織に位置付けていたリサーチ・

アドミニストレーター（URA）を研究推進戦略センターに配置換えすることで、研究者支援の体制を整えた。さらに、このURAを、2019（平成31）年度から専門職員として新たな職種に位置付けている。

大学運営における教員と事務職員の連携及び協働については、事務組織規則第1条2項に「本学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。」と明示している。

事務職員に対しては、組織活性化の一環として職位を基準とした目標管理制度を導入している。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けており、適切に機能しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学運営に関する教職員の資質向上を図るため、全学的にSD活動を推進していくことを目的として、2018（平成30）年1月に「SDに関する基本方針及び実施方針」を策定している。この方針を学内に周知するとともに、方針に沿ったSD活動に取り組んでいる。

2018（平成30）年度においては、若手職員、中堅職員及び管理職を対象とした階層別研修を実施している。新入職員に対してはメンター制度を採用しており、メンター自身の成長にもつながるよう、毎年9月にフォローアップ研修を実施している。学内における組織横断的な取組みとしては、多岐にわたるテーマを設定し、講演会、勉強会等を実施している。また、大学運営においての問題意識を涵養し、大学の財政運営、経営能力の向上を図るため、学内者を講師とした経営戦略セミナーを開催している。

なお、毎年度、学内における研修や教職員の能力開発につながる取組みの実施状況について調査を行い、学内のSD活動を把握しながら、組織的なSD活動の推進に努めている。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、「将来構想策定会議」において、2018（平成30）年度から導入したKPIを対象に、各部門における年間活動に対する3カ月ごと

の実績及び自己評価を書面にて提出のうえ、半年ごとに検証を行っている。また、当初設定した具体策・数値目標に修正がある場合は適宜修正することを認めている。

外部からの意見聴取のため、2018年（平成30）年12月に学外の特命教授を含む有識者懇談会を開催し、その場で得られた意見等を今後の改革の参考にしている。

監査については、内部監査室を主幹部署として、規程に基づいた業務の適正な執行、関連法規の遵守状況等に係る項目を評価対象として行っている。この結果については、理事会に諮り、その後の改善に向けた指導、助言などにつなげている。監査機能の充実及び強化を図るために制定した「学校法人久留米大学監事監査要綱」により、大学の業務及び財産状況の調査、その他監査活動の遂行にあたり、監事、監査法人及び内部監査室との密接な連携と、効率的な監査を実施可能とする体制を整えている。

（2）財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2016（平成28）年度に理事長のもとに設置した「学校法人久留米大学将来構想策定会議」において、法人全体の「将来構想」の中で、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの「ビジョン」及び「中・長期検討課題」を設定し、それぞれの実現に向けた「具体策・数値目標」を検討し、年次計画を策定している。また、同組織では、それらの「将来構想」に基づき、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの財政計画を策定している。

この財政計画では、財務関係比率の数値目標として、教育活動収支差額比率を2021（令和3）年度までに2.0%とすることなどを掲げ、達成に向けた各年度の数値目標も示している。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、法人全体、大学部門ともに、「医歯他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ、人件費比率は高く、教育研究経費比率は低くなっている。また、事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）は、法人全体でプラスを維持しているものの、大学部門でマイナスの値で推移している。さらに、純資産構成比率（自己資金構成比率）が同平均を下回り、「要積立額に対する金融資産の充足率」も十分な水準でないことから、教育研究活動を遂行するうえで必要な財務基盤の確立に向けてさらなる努力が求められる。

久留米大学

外部資金の獲得については、2018（平成 30）年度に、それまでの「産学連携戦略本部」を「研究推進戦略センター」として改組し、競争的資金の獲得と知的財産を基礎とした受託研究及び共同研究の推進を図っており、外部資金のうち、特に受託研究費の獲得金額は増加傾向となっている。

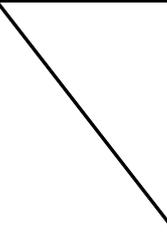
以 上

久留米大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	大学ウェブサイト (沿革)	○	1-1
	大学ウェブサイト 久留米大学 2020年度 大学案内 (久留米大学90有余年の歴史 P25-26、久留米大学の歴史 P138)	○	1-2
	大学ウェブサイト (建学の精神・基本理念)	○	1-3
	大学ウェブサイト 久留米大学 2020年度 大学案内 (基本理念 P3、P28)	○	1-4
	第589回理事会 (定期) 議事録 (H8. 2. 29)		1-5
	学校法人久留米大学寄附行為 (第1章第3条)		1-6
	久留米大学学則 (第1章第1節第1条)		1-7
	久留米大学大学院学則 (第1章第1条)		1-8
	大学ウェブサイト (研究ブランディング 事業概要)	○	1-9
	大学ウェブサイト 久留米大学 2020年度 大学案内 P16	○	1-10
	久留米大学文学部規則		1-11
	久留米大学人間健康学部規則		1-12
	久留米大学法学部規則		1-13
	久留米大学経済学部規則		1-14
	久留米大学商学部規則		1-15
	久留米大学医学部規則		1-16
	久留米大学大学院比較文化研究科規程		1-17
	久留米大学大学院心理学研究科規程		1-18
	久留米大学大学院ビジネス研究科規程		1-19
	久留米大学大学院医学研究科規程		1-20
	大学ウェブサイト (情報公表)	○	1-21
	大学ウェブサイト (広報誌)	○	1-22
	2019年度学修ガイドブック (文学部) P4-P10		1-23
	2019年度学修ガイドブック (人間健康学部) P4-P8		1-24
	2019年度学修ガイドブック (法学部) P139、P4、P51		1-25
	2019年度学修ガイドブック (経済学部) P109、P4、P33		1-26
	2019年度学修ガイドブック (商学部) P69、P4		1-27
	2019年度シラバス (医学部医学科) P1-P2		1-28
	2019年度カリキュラムブック (医学部看護学科) P5		1-29
	2019年度大学院学生便覧 (比較文化研究科) P1		1-30
	2019年度大学院学生便覧 (心理学研究科) P1		1-31
	2019年度大学院学生便覧 (ビジネス研究科) P1		1-32
	大学院カリキュラム syllabus 2019 (医学研究科修士課程) P1-P2		1-33
	大学院カリキュラム syllabus 2019 (医学研究科博士課程) P1-P2		1-34
	第790回理事会 (定期) 議事録 (H24. 10. 26)		1-35
	第1回久留米大学経営会議 (H25. 6. 17)		1-36
	久留米大学基本構想2012-2017		1-37
	久留米大学基本構想/中間報告書		1-38
	学校法人久留米大学将来構想策定会議だより R1. 12. 11 (最新版)		1-39
	久留米大学基本構想/最終報告書		1-40
	学校法人久留米大学将来構想策定会議要綱		1-41
	学校法人久留米大学将来構想策定会議 答申書 Vision2017-2021		1-42
2 内部質保証	久留米大学自己点検・評価規程		2-1
	自己点検・評価に関する諮問委員会について		2-2
	久留米大学学部長会議要綱		2-3
	久留米大学御井学舎学部長会議要綱		2-4
	大学ウェブサイト (自己点検・評価委員会規程) [大学評価-自己点検・評価]	○	2-5
	大学ウェブサイト (久留米大学外部評価委員会内規) [大学評価-外部評価]	○	2-6
	大学評議会議事摘録 (H27. 3. 18) 及び第817回理事会 (定期) 議事録 (H27. 3. 27)		2-7
	事務組織・事務分掌 [学長支援室]		2-8
	久留米大学副学長規程		2-9
	第90回学部長会議議事摘録 (H28. 5. 18)		2-10
	第60回大学専門自己点検・評価委員会議事摘録 (H28. 4. 20)		2-11
	大学ウェブサイト (FD・SD) [基盤教育研究センター]	○	2-12

	医学部男性専用学生寮（チラシ）		8-3
	大学ウェブサイト（情報教育センター）	○	8-4
	大学ウェブサイト（クリニカルスキル・トレーニングセンター）	○	8-5
	インターネットによる人権侵害に注意！（Student's Guide Book2019-2020 P139-142）		8-6
	久留米大学情報教育センター利用内規（第5条）		8-7
	久留米大学情報ネットワークシステム運用内規		8-8
	大学ウェブサイト（個人情報保護について／学校法人久留米大学個人情報の保護に関する規程）	○	8-9
	久留米大学附属図書館規則		8-10
	久留米大学附属図書館図書管理細則		8-11
	大学ウェブサイト（図書館利用案内／理念と収集方針）	○	8-12
	久留米大学御井図書館利用細則		8-13
	久留米大学医学図書館利用細則		8-14
	JAIRO cloudへの移行		8-15
	大学ウェブサイト（久留米大学機関リポジトリ）	○	8-16
	国立情報学研究所ILL文献複写等料金相殺サービス料金相殺結果通知書		8-17
	大学ウェブサイト（久留米大学御井図書館）	○	8-18
	大学ウェブサイト（久留米大学医学図書館）	○	8-19
	学術情報基盤実態調査 人員内訳		8-20
	視聴覚資料点数		8-21
	リコーLIMEDIOシステム定例会議事録（2014. 7. 16）		8-22
	EZproxyの年間契約について		8-23
	「アクセスポイント増設」の掲示について		8-24
	「助っ人ツール登場」の掲示について		8-25
	iPadPro貸出サービスの導入について		8-26
	各学部国内研究員規程		8-27
	各学部在外研究員規程		8-28
	久留米大学御井学舎倫理委員会規程		8-29
	久留米大学医に関する倫理委員会規程		8-30
	附属図書館運営委員会兼図書館あり方検討委員会議事摘録（H30. 9. 19）		8-31
	平成30年度 第3回御井図書館運営委員会（H30. 6. 6）		8-32
	平成30年度 第5回御井図書館運営委員会（H30. 9. 12）		8-33
	平成30年度 第10回御井図書館運営委員会（H31. 3. 1）		8-34
	学生モニターとの意見交換会議事摘録（H30. 5. 16）		8-35
	学生モニターとの意見交換会議事摘録（H30. 11. 19）		8-36
9 社会連携・ 社会貢献	久留米大地域連携センター規程		9-1
	大学ウェブサイト（規程・組織）〔産学官連携〕	○	9-2
	大学ウェブサイト（国際交流に関する基本理念と指針）〔国際交流センター〕	○	9-3
	大学ウェブサイト（地域貢献活動）	○	9-4
	大学ウェブサイト（産学官連携）	○	9-5
	久留米学術研究都市づくり推進協議会規約		9-6
	令和元年度久留米学術研究都市づくり推進協議会総会開催通知		9-7
	大学ウェブサイト（産業界との連携による活動）〔地域連携センター〕	○	9-8
	大学ウェブサイト（連携協定一覧）〔地域連携センター〕	○	9-9
	AMEDぶらっと利用同意書		9-10
	大学ウェブサイト（ベンチャースペースの利用（貸出））〔産学官連携〕	○	9-11
	大学ウェブサイト（製薬企業による公募型共同研究等の個別相談会の開催について）〔産学官連携〕	○	9-12
	大学ウェブサイト（製薬会社の研究公募情報を掲載しました！）〔産学官連携〕	○	9-13
	大学ウェブサイト（「久留米大学-理化学研究所 小児疾患共同研究室」開設で山下裕史朗教授らが久留米市長を表敬訪問）	○	9-14
	平成30年度第3回地域連携センター運営委員会議事摘録（H30. 9. 5）		9-15
	2019年度公開講座パンフレット		9-16
	大学ウェブサイト（公開講座）〔地域連携センター〕	○	9-17
	平成30年度第1回地域連携センター運営委員会議事摘録（H30. 5. 24）		9-18
	平成30年度第2回地域連携センター運営委員会議事摘録（H30. 7. 12）		9-19
	平成30年度第4回地域連携センター運営委員会議事摘録（H30. 11. 2）		9-20
	平成30年度第5回地域連携センター運営委員会議事摘録（H31. 1. 23）		9-21
	大学ウェブサイト（国際交流の歴史）〔国際交流センター〕	○	9-22
	大学ウェブサイト（異文化体験研修奨励制度と異文化体験実習 I-II）〔文学部国際文化学科〕	○	9-23
	国際交流センター学術交流委員会議事摘録（H30. 10. 3）		9-24
	大学ウェブサイト（留学生生活支援）〔国際交流センター〕	○	9-25
	国際交流センター学術交流委員会議事摘録（H30. 12. 19）		9-26
	国際交流センター留学生委員会議事摘録（H31. 3. 12）		9-27
	令和元年度 第1回 地域連携センター運営委員会議事摘録（R1. 5. 15）		9-28
	連携協定先との活動実績（久留米大学地域連携センター）		9-29
	カイロ大学主催シンポジウムプログラム		9-30

10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	久留米大学学長選出規程 久留米大学学長選出規程施行細則 久留米大学学則第15条 久留米大学学則第16条 学部長、学生部長等選出規程 文学部長選出内規 人間健康学部長選出内規 法学部長選出内規 経済学部長選出内規 商学部長選出内規 医学部長選出内規 久留米大学大学院比較文化研究科科長の選出等に関する規程 久留米大学大学院比較文化研究科科長選出内規 久留米大学大学院心理学研究科科長の選出等に関する規程 久留米大学大学院ビジネス研究科科長の選出等に関する規程 久留米大学大学院医学研究科科長の選出等に関する規程 大学院医学研究科長選出内規 久留米大学学則第9条 久留米大学評議会規程 久留米大学学則第9条の2 久留米大学学生部協議会規程 久留米大学学則第10条 久留米大学学則第10条の2 久留米大学御井学舎就職部協議会規程 久留米大学学則第11条 久留米大学文学部教授会規程 久留米大学人間健康学部教授会規程 久留米大学法学部教授会規程 久留米大学経済学部教授会規程 久留米大学商学部教授会規程 久留米大学医学部教授会規程 久留米大学学則第11条第2項 久留米大学防火・防災等管理規程 久留米大学国際交流センター危機管理規程 学校法人久留米大学経理規程 財務だより 学校法人久留米大学監事監査要綱 事務組織規則 久留米大学の事務分掌に関する細則 技術職員その他の職員の職種、職務及び職位並びに職員の昇任に関する規程 学校法人久留米大学事務職員のキャリア区分に関する規程 SDの基本方針及び実施方針		10-1 10-2 10-3 10-4 10-5 10-6 10-7 10-8 10-9 10-10 10-11 10-12 10-13 10-14 10-15 10-16 10-17 10-18 10-19 10-20 10-21 10-22 10-23 10-24 10-25 10-26 10-27 10-28 10-29 10-30 10-31 10-32 10-33 10-34 10-35 10-36 10-37 10-38 10-39 10-40 10-41 10-42
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	財務関係書類		10-43
その他	2018年「点検・評価シート」 卒業・修了要件について（医学部医学科） 研究指導計画 FD・SDの参加率について 第1回～第3回FD・SD研修会開催通知 学生の履修登録状況 学校法人久留米大学将来構想策定会議だより（平成30年10月18日）		

久留米大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	自己点検・評価報告書 第1章理念・目的 点検・評価項目①の2. 大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定（P.3） 文部科学省 平成29年度「私立大学研究ブランディング事業」 THE世界大学ランキング2021において、昨年に続き九州で3位にランクイン！ 久留米大学大学院学則 比較文化研究科概要 久留米大学大学院比較文化研究科規程	○ ○ ○	実地1-1 実地1-2 実地1-3 実地1-4 実地1-5 実地1-6
2 内部質保証	自己点検・評価委員会規程 久留米大学学部長会議規程 久留米大学学部長会議の協議事項に関する申し合わせ 久留米大学学部長会議要綱 第14回全学自己点検・評価委員会議事摘録（H27.10.7）抜粋 学校法人久留米大学将来構想策定会議答申書（リーフレット） 久留米大学将来構想策定会議〔2017（H.29）年度～2021（R.3）年度 5年間〕入力シート（各部署配付用） 内部質保証組織図 2019年度点検・評価報告書（認証評価提出用）P10 図2-1について 学校法人久留米大学将来構想策定会議要綱 学校法人久留米大学将来構想策定会議だより（H30.5.28） 学校法人久留米大学将来構想策定会議だより（H30.10.18） 学校法人久留米大学将来構想策定会議議事摘録（R1.10.25・10.28、R2.3.19・3.26） 2017_点検・評価報告書サマリー（IR室） 2018_点検・評価報告書サマリー（IR室） 2019_点検・評価報告書サマリー（IR室） 第90回学部長会議議事摘録（H28.5.18）抜粋 第60回大学専門自己点検・評価委員会議事摘録（H28.4.20） FD・SD研修会開催通知（H28.3.1） FD・SD研修会資料（H28.3.1） 第14回全学自己点検・評価委員会（H27.10.7） 第19回全学／第68回大学専門自己点検・評価委員会議事摘録（H31.4.17）抜粋 第21回全学／第70回大学専門自己点検・評価委員会議事摘録（R2.10.2）抜粋		実地2-1 実地2-2 実地2-3 実地2-4 実地2-5 実地2-6 実地2-7 実地2-8 実地2-8-1 実地2-9 実地2-10 実地2-11 実地2-12 実地2-13 実地2-14 実地2-15 実地2-16 実地2-17 実地2-18 実地2-19 実地2-20 実地2-21 実地2-22
3 教育研究組織	久留米大学自己点検・評価規程 久留米大学評議会規程 医学系研究・教育システムの将来に関する協議会要綱 久留米大学学則 第51回学部長会議議事摘録（H24.11.21）抜粋 第1回教学関係短期的検討事項ワーキンググループ議事摘録（H25.7.9）抜粋 第72回学部長会議議事摘録（H26.9.17）抜粋 第1回学部等設置検討委員会（H26.9.17）抜粋		実地3-1 実地3-2 実地3-3 実地3-4 実地3-5 実地3-6 実地3-7 実地3-8
4 教育課程・学習成果	大学ウェブサイト（久留米大学電子シラバス） 2020進級・卒業判定基準 第24-25回 医学教育ワークショップ記録 医学科学生成績優秀者表彰取扱いについて 平成31年度 学生の学修に関する実態調査 全学年まとめ 2019年度 集中講義日程（掲示用） 第4回教職課程運営委員会議事摘録（H28.9.5）抜粋 やきにく（教職学習会通信）_第1号 やきにく（教職学習会通信）_第22号 教職課程ニュース20号 学位アセスメント実施概要 大学基礎データ（表6）法学部（留年率） KCLS取り組み項目・目標2020 KCLS運営委員会議事摘録（R1.9.25） 2019年度共通教育アセスメント1 2019年度共通教育アセスメント2 2019年度共通教育アセスメント3	○	実地4-1 実地4-2 実地4-3 実地4-4 実地4-5 実地4-6 実地4-7 実地4-8 実地4-9 実地4-10 実地4-11 実地4-12 実地4-13 実地4-14 実地4-15 実地4-16 実地4-17

	<p>第4回 OSCE部会議事摘録 (R1..9.2) 第113回国試結果報告 令和2年度特待生選考資料 就職大学推薦資料 給付奨学生選考資料 国試対策学習振り返りシート (看護師) 記載例 研究指導計画について (各大学院研究科) 大学院医学研究科/3つのポリシー (医学研究科)</p>	○	<p>実地4-18 実地4-19 実地4-20 実地4-21 実地4-22 実地4-23 実地4-24 実地4-25</p>
5 学生の受け入れ	<p>得点分布資料2017-2019 令和2年度学修ガイドブック<法学部> (83頁:5.所属学科・所属コース・所属ゼミの決定) 法学部所属学科・コース選択希望登録用紙 法学部学科・コース・ゼミ説明会資料 (2020年度向け) 令和2年度学修ガイドブック<経済学部> (57-58頁:5.所属学科・所属ゼミの決定) 学科決定に関する資料 (経済学部拡大教授会 R2.3.2配布資料) 大学基礎データ2020 (表2) 経済学部 大学基礎データ2020 (表6) 経済学部</p>		<p>実地5-1 実地5-2 実地5-3 実地5-4 実地5-5 実地5-6 実地5-7 実地5-8</p>
6 教員・教員組織	<p>Koreanstudies Information Service System R2研究教育活性化支援申請 令和元年度研究活性化支援 (地域連携教育研究支援) 令和2年度研究活性化支援 (地域連携教育研究支援)</p>	○	<p>実地6-1 実地6-2 実地6-3 実地6-4</p>
7 学生支援	<p>新入学の学部外国人留学生の面談マニュアル 2020留学生面談基準 1年次学部留学生面接調査 (基本) 1年次学部担当教員への留学生面談について (お願い) 2019年度新入生面談結果 学部外国人留学生 (成績不振者) 面談マニュアル (前期成績不振者) 学部外国人留学生面談調査票 (基本) (前期成績不振者) 学部外国人留学生の面談依頼 (担当教員宛) (前期成績不振者) 平成30年度前期成績不振者面談結果報告 文学部面談対象者数 (2019-2020) 人間健康学部成績不振者面談手順 令和2年度法学部成績不振者面談実施要項 法学部成績不振者面談実績数 平成27年度 (2015) 以降 成績不振者対象者面談のお願い (経済学部) 商学部拡大教授会議事摘録 (H28.3.10) 【学生課分】 成績不振者対策 (2020年度) (医学科) 2019年度面談通知 (学生宛) (医学科) 2020年度三者面談通知 (保護者宛) (医学科) 第5学年 合同学習会通知 (前期) (学生宛) (医学科) 学内コンサルタントに関する取扱 (H22.3.10承認) (医学科) 学内コンサルタント希望調査 (医学科) 学生支援の組織図 (医学科) ポートフォリオ記入方法 (看護学科) 国試対策学習振り返りシートの記入方法 (医学科) 大学院生における支援内容について (2017~2019年度) (就職部) 久留米大学障がい学生支援に関する基本方針 学生支援室 学生支援室規程 学生支援室概要・実績 令和2年度学修ガイドブック<法学部> (51頁:法学部の教育課程編成・実施に関する方針、52-71頁:カリキュラム表) 令和2年度学修ガイドブック<経済学部> (11頁:カリキュラム表、57-58頁;所属学科・所属ゼミの決定) 第3回 学生支援室運営委員会議事摘録 (H31.1.18) 抜粋 就職委員長連絡会メモ (H30.4.3、H31.3.5) 抜粋 就職委員会議事摘録 (H30.4.3、H31.3.5) 抜粋 就職部協議会議事摘録 (H30.4.3、H31.3.5) 抜粋</p>	○	<p>実地7-1 実地7-2 実地7-3 実地7-4 実地7-5 実地7-6 実地7-7 実地7-8 実地7-9 実地7-10 実地7-11 実地7-12 実地7-13 実地7-14 実地7-15 実地7-16 実地7-17 実地7-18 実地7-19 実地7-20 実地7-21 実地7-22 実地7-23 実地7-24 実地7-25 実地7-26 実地7-27 実地7-28 実地7-29 実地7-30 実地7-31 実地7-32 実地7-33 実地7-34 実地7-35</p>
8 教育研究等環境	<p>学校法人久留米大学基本構想策定会議ニュースN015 (2016.1.8発行) 久留米大学基本構想最終報告書</p>		<p>実地8-1 実地8-2</p>

久留米大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
5 学生の受け入れ	大学基礎データ（2020（令和2）年5月1日現在）	○	意見申立5-1